

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま新都心バスターミナルの使用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例
条 項		条例第 9 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 交通政策課 (電話: 048-829-1053)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又はバスターミナルの管理上特に必要があるときは、バスターミナルの使用許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。  (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。  (3) バスターミナルの使用料を納期限までに納付しないとき。  (4) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p>
	設定等年月日	令和 2 年 6 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		